中央区活性化等推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中央区の地域コミュニティの醸成や魅力あるまちづくりの活動を行う団体に対して、その取り組む事業を支援するため、さいたま市区長事務委任規則（平成１５年さいたま市規則第９３号）第２条第２号の規定により、中央区長（以下「区長」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成１３年さいたま市規則第５９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付対象となる事業は、中央区内で実施する次の各号のいずれかに該当し、かつ当該年度に完了するものとする。

⑴　区の自然・環境を生かした魅力あるまちづくりを推進するもの

⑵　健康・福祉・安全・生活環境等を生かした魅力あるまちづくりに効果的なもの

⑶　区の歴史・文化・伝統を生かした魅力あるまちづくりを推進するもの

⑷　区のコミュニティ活動の醸成を図り、活性化につながるもの

⑸　その他区長が特に必要と認める事業

２　前項の規定にかかわらず、事業の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象とはしない。

⑴　特定の団体若しくは個人の宣伝又は営利が目的であると認められるもの

⑵　宗教的又は政治的な活動であると認められるもの

⑶　親睦が目的であると認められるもの

⑷　特定の団体や個人のみを対象とすると認められるもの

⑸　本市の他の補助、当該事業の委託等を受けているもの、又は受ける見込みのあるもの

⑹　その他区長が不適当と認めた事業

（補助対象団体）

第３条　補助対象団体は、さいたま市中央区コミュニティ協議会加入団体とする。

２　その他区長が必要と認めた団体とする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、第２条第１項に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げるものを除いた額を補助対象経費とし、内訳は

別表で定める。

⑴　補助対象団体の運営に要する経費

⑵　飲食に要する経費

⑶　その他区長が不適当と認めた経費

（補助金額）

第５条　補助金額は、前条に規定する補助対象経費の２分の１の範囲内で１０万円を限度とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　第１項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、予算の範囲内とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助期間）

第６条　同一事業に対する補助は、１年度につき１回限りとし、その期間は通算して３年を限度とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、中央区活性化等推進事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書（様式第２号）

⑵　事業収入支出予算書（様式第３号）

⑶　団体活動状況報告書（様式第４号）

⑷　会則、規約又はそれに代わるもの

⑸　会員名簿（役員等明記されているもの）

⑹　その他区長が必要と認める書類

２　区長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、交付申請書に記載すべき事項の一部を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第８条　区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査及び必要に応じて現地調査等により補助金交付の適否を決定するものとする。

２　前項の規定による審査は、区長が別に定める審査委員会において行うものとする。

３　区長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、申請団体に対し、同事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第５号。以下「決定通知書」という。）を通知するものとする。

４　区長は、補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは、条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）

第９条　申請団体は、前条第３項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定通知書を受け取った日の翌日から起算して１４日以内に、同事業補助金交付申請取下げ願い（様式第６号）により、当該申請を取り下げることができる。

（事業変更等の申請）

第 10 条　補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該補助事業の事業計画等（区長が認める軽微な変更を除く。）を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく同事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第７号）に必要な書類を添えて区長に提出し、承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の規定による変更・中止・廃止等承認申請があったときは、変更等に係る内容を審査し、交付決定団体に対し、同事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第８号）を通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条　交付決定団体は、補助事業が完了したときは、原則として事業完了後３０日以内又は当該年度終了の日のいずれか早い期日までに、同事業補助金実績報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添え、区長に提出しなければならない。

⑴　事業完了報告書（様式第 10 号）

⑵　事業収入支出決算書（様式第 11 号）

⑶　領収書の写し

⑷　その他区長が必要と認める書類

（補助額の確定）

第 12 条　区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助額を確定するものとする。

２　区長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに交付決定団体に対し、同事業補助金交付確定通知書（様式第 12 号）を通知するものとする。

（交付時期等）

第 13 条　区長は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、区長が補助金の交付の目的を達成するた

めに特に必要があると認めるときは、第８条の規定による交付決定後、補助事業完了前に当該補助金の全部又は一部を交付することができる。

２　交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、同事業補助金請求書（様式第 13 号）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 14 条　区長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段等により補助金の交付を受けたとき

⑵　補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき

⑶　第 10 条第２項の規定により事業の変更等により、事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき

⑷　この要綱の規定に違反したとき

２　区長は、前項の規定により補助金の取り消しを決定し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

３　前項の期限は、同項の規定により返還を命じた日から起算して 15 日以内とする。

（補助金の返還）

第 15 条　区長は、第 12 条の規定により補助金の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、前条第２項の規定の例により、当該確定額を超える部分の額の返還を命じることができる。

（書類の整備）

第 16 条　交付決定団体は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日の属する事業の年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第 17 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月９日から施行する。

（経過措置）

２　第６条に規定する補助期間は、さいたま市中央区コミュニティ協議会が実施したコミュニティまちづくり事業支援金の交付を受けていた事業の場合、その期間を通算するものとする。この場合で通算した期間が５

年間以内のとき、残りの期間は、この要綱による補助金の交付を受けることができるものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年７月２６日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

１　補助対象経費内訳

○事業に要する事務用品費、材料費等
○警備や交通整理等の業務委託やポスター・チラシを作製するためのデザイン委託等
○ポスター・チラシや事業に関する資料などの印刷代等
○講師・アドバイザー・指導者等への謝礼（注１）
○電車・バス等の運賃や駐車場・駐輪場の利用料等
○会場の使用料や車両・機材の借上料等
○案内状や関係書類の郵送料等
○事業に関わる保険料等（注２）
○区長が適当であると認めた経費

注１　謝礼の金額は、社会通念上適当な額のみ支援が認められます。

注２　保険は安全管理上、必ず加入してください。

２　補助対象外経費内訳

○団体の経常的な活動や運営等団体の維持に要する経費
○団体の構成員に対する謝礼等の人件費
○飲食費
○記念品、参加賞など事業に直接は関係ないと認められる経費
○補助交付決定以前に支出した経費

○領収書がないもの、及び領収書の宛名・品目・使途が不明なもの ○その他区長が不適当であると認めた経費